

(証券コード：7925)

2026年3月6日

(電子提供措置の開始日 2026年3月6日)

株主の皆様へ

東京都中央区日本橋小網町17番10号
前澤化成工業株式会社
代表取締役兼社長執行役員 田 中 理

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席なされない場合は、書面またはインターネット等によって事前に議決権を行使することができます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使方法のご案内」に従って、2026年3月30日(月曜日)午後5時15分までに到達するよう議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

なお、本臨時株主総会につきましては、株主総会参考書類等の内容について、電子提供措置をとっており、インターネット上の次のウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

●当社掲載ウェブサイト

(<https://www.maezawa-k.co.jp/corporate/ir/general/>)



また、このほか、インターネット上の次のウェブサイトにも掲載しております。

●株主総会ポータル

(<https://www.soukai-portal.net/>)

※ 株主総会ポータルから閲覧する場合は、このウェブサイトにアクセスして、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード／株主総会ポータルログインID」・「パスワード」を入力するか、議決権行使書用紙にあるQRコードからご覧ください。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

※ 東京証券取引所ウェブサイトから閲覧する場合は、このウェブサイトにアクセスして、銘柄名（会社名）に「前澤化成工業」またはコードに「7925」を入力して検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご覧ください。

敬具

記

日 時	2026年3月31日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
場 所	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号 YUITO 日本橋室町野村ビル 5F 野村コンファレンスプラザ日本橋
目的事項	決議事項 第1号議案 前澤工業株式会社との株式移転計画書承認の件 第2号議案 定款一部変更の件

以上

- ▶ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の定めにより次に掲げる事項について記載しておりません。
 - ・前澤工業株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
- ▶ 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、前頁に掲載している各ウェブサイト上に修正した旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ▶ 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、行使の先後にかかわらず、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合(パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合を含みます。)は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。
- ▶ 当日ご出席の場合は、事前の議決権行使を撤回されたものとして取り扱います。
- ▶ ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号

YUITO 日本橋室町野村ビル 5F

野村コンファレンスプラザ日本橋

TEL. 03-3277-0888

<https://www.nomura-nihonbashi.com/conference/>

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME



出発地から株主総会会場まで
スマホがご案内します。

スマートフォンでQRコードを読み取りください。

目的地入力是不要です！



インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限 **2026年3月30日(月曜日) 午後5時15分入力分まで**

●スマートフォンによる議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「スマート行使」は日本株主データサービス(株)の登録商標です。

●パソコンによる議決権行使方法

以下の株主総会ポータルのウェブサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」および「パスワード」を入力してログインしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータル

▶ <https://www.soukai-portal.net>



「議決権行使へ」をクリック!

- スマート行使での議決権行使は一回に限り可能です。二回目以降は次のURL (<https://www.web54.net>) より議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」および「パスワード」を入力してログインしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 各ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金などを含みます。)は、株主様のご負担となります。
- 「パスワード」は一定回数以上間違えると使用できなくなります。「パスワード」の再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

パソコンなどの操作方法に
関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)



議決権電子行使
プラットフォームのご利用について
(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本臨時株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法により議決権を行使していただくことも可能です。

臨時株主総会

招集ご通知



開催日時

2026年**3月31日**（火曜日）

午前**10時**（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
YUITO 日本橋室町野村ビル 5F
野村コンファレンスプラザ日本橋

決議事項

第1号議案	前澤工業株式会社との株式移転計画書承認の件	1
第2号議案	定款一部変更の件	30

本臨時株主総会において、お土産のご用意はありません。

株主総会参考書類

第1号議案 前澤工業株式会社との株式移転計画書 承認の件

前澤工業株式会社（以下、「前澤工業」といいます。）と当社（以下、前澤工業と当社を総称して「両社」といいます。）は、2026年6月1日（予定）をもって、共同株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）の方法により両社の完全親会社となる前澤ホールディングス株式会社（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立し、両社の経営統合を行うこと（以下、「本経営統合」といいます。）に合意し、2025年12月16日開催の両社取締役会における決議に基づき、同日付で、両社間で、本経営統合に係る経営統合契約書を締結するとともに、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

つきましては、本株式移転計画のご承認をお願いいたしたく存じます。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

1. 本経営統合の背景および目的（本株式移転を行う理由）

前澤工業は、1937年の創業以来、「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」という経営理念のもと、「水」に関わる分野の社会資本整備に加え、近年では再エネ・省エネによる社会への貢献に積極的に取り組み、人と環境に優しい技術・製品を提供してまいりました。主力の上下水道事業における、少子高齢化に伴う人口減少、技術者不足や施設・設備の老朽化といった数多くの課題への対応に加え、脱炭素・資源循環型社会の実現に向けたエネルギー問題への対応等、前澤工業グループが果たすべき役割がますます重要なものとなる中、中期3ヵ年経営計画（2024年度～2026年度）では「人と技術力で未来を拓く」のスローガンのもと、社会・市場変化の中での価値創出・持続的成長に向けて、重点施策「成長戦略の推進」、「既存事業の収益力強化」、「企業価値向上に向けた経営基盤の強化」に取り組んでおります。上記施策により、2025年5月期の連結売上高は前期比2.7%増の37,499百万円と堅調に推移する一方で、今後、より一層の成長を目指すにあたり、官民連携案件への取り組み強化、顧客ニーズに応える提案力の強化、既存事業に留まらない新規事業への取り組み等を課題として認識しております。

当社は、1954年の設立以来、「人々をゆたかにする心と技術をはぐくみ、社会のために幸せを創造する」という経営理念のもと、上水道、下水道の分野に軸足を定め、豊かで快適な住環境に繋がる住環境改善製品や、治水・水害などの防災・減災関連製品の開発、製造、販売を通じて、水環境の

ライフラインを支えてまいりました。

少子高齢化の進展に伴う人口減少に加えて、建築資材価格や人件費上昇による住宅価格の高騰、将来的な金利上昇リスクの顕在化等から、戸建住宅市場の縮小が懸念される厳しい経営環境にある中、4つの基本方針「グループ収益力の強化／新たな企業価値の創出」、「収益基盤の強化」、「戦略的成長投資の実行と資本効率の向上」、「サステナビリティ経営の推進」とこれらの基本方針に基づいた重点戦略を着実に実行することにより、持続的な成長と企業価値の向上を図っております。

2025年3月期の連結売上高は、市場規模の縮小が懸念される中、前期比1.0%増の24,166百万円と堅調に推移しておりますが、今後、より一層の成長を目指すにあたり、管工機材事業における新たな市場の開拓／事業領域の拡大、管工機材事業に続く第2の柱として位置付けている水・環境エンジニアリング事業の強化等を課題として認識しております。

かかる状況およびこれらの課題を踏まえて、更なる事業成長および企業価値の向上のためには、経営統合により「水」という社会の重要インフラを支える、より強固な事業基盤を確立する必要があるとの共通認識を持つに至り、両社は、共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて合意をいたしました。

両社は、本経営統合により、各々の強みを生かして対応可能な事業領域を拡大することで、高いシナジー効果が発揮できるものと考えております。両社の経営資源を活用した顧客・地域課題に応じた提案を通じて、上下水道施設の老朽化への更新需要の取り込み、案件形成による競争力強化、バイオガスプラントや産業排水処理システム等、各々の得意分野を組み合わせることによって新たな収益機会の創出に繋げてまいります。とりわけ汚水処理の分野においては、汚水処理の広域化・共同化や地域特性を踏まえた施設の整備が進められていく中で、下水道、農業集落排水、浄化槽といった両社のソリューションを融合することでワンストップの提案が可能となり、競争優位性を確立できると考えております。

また、これらに加えて、両社一体となり財務基盤を統合させることで、戦略的投資の規模拡大や両社の既存設備・ITシステム・資産の相互活用等を通じた更なる収益力の強化や、両社で共通する間接機能等の有機的な再編成による、従来単体では実現できなかったコスト削減や新たな取り組みへのリソース投下等も本経営統合のシナジー効果として期待しております。

両社は、上記の取り組みを通じて持続的成長と企業価値の更なる向上を実現し、「水のマエザワ」として総合水ソリューション企業グループを目指してまいります。

2. 本株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容は、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

前澤工業株式会社（以下「甲」という。）及び前澤化成工業株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

甲及び乙は、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「前澤ホールディングス株式会社」とし、英文では「MAEZAWA Holdings CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は東京都中央区とし、本店の所在場所は東京都中央区八重洲一丁目6番1号とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役 宮川 多正

設立時取締役 田中 理

2. 本持株会社の設立時監査等委員である取締役の氏名は次のとおりとする。
設立時監査等委員 井上 照孝
設立時監査等委員 伊東 正博
設立時監査等委員 細田 隆（社外取締役）
設立時監査等委員 加藤 真美（社外取締役）
設立時監査等委員 加藤 達也（社外取締役）
3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
EY新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本持株会社が甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び(ii)乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に1.11を乗じた数を合計した数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
2. 本持株会社は、前項の規定により交付される本持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき本持株会社の普通株式1株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき本持株会社の普通株式1.11株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理するものとする。

第5条（本持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

本持株会社成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 100,000,000円
- (2) 資本準備金の額 25,000,000円
- (3) 利益準備金の額 0円
- (4) 資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得られる額

第6条（本持株会社の成立の日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2026年6月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、合意により本持株会社成立日を変更することができる。

第7条（株式移転計画承認総会）

1. 甲は、2026年3月31日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2026年3月31日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、合意により前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 甲及び乙は、本持株会社の発行する普通株式が本持株会社成立日に株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されるよう、必要となる手続を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 本持株会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、(i)2025年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり24円を限度として、(ii)2026年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり28円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり40円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第10条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本株式移転計画において別途定める場合を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする。

第11条（株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、(i)第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)本持株会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第12条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は、協議の上、合意により本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第13条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上、合意により定める。

(以下余白)

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年12月16日

甲 東京都中央区新川一丁目5番17号
前澤工業株式会社
代表取締役社長 宮川多正

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年12月16日

乙 東京都中央区日本橋小網町17番10号
前澤化成工業株式会社
代表取締役兼社長執行役員 田中理

【別紙】

定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、前澤ホールディングス株式会社と称し、英文ではMAEZAWA Holdings CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 水道・環境衛生関係機器および弁・栓・門扉等の鉄・鋳物製品の製造および販売
- (2) 上水道・下水道関連製品、住宅機器関連製品および災害関連製品の製造および販売
- (3) 塩化ビニルその他各種プラスチック製品の製造および販売
- (4) 水道施設、清掃施設、産業排水・廃液・廃物処理施設、廃棄物処理施設、再生可能エネルギー施設および土壌・地下水の改善・保全、衛生施設その他の各種施設の設計、請負、施工および監理ならびにこれらに関する設備・装置等の設計、製造、販売、施工および運転管理、維持管理、事業経営
- (5) 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事、その他の諸建設工事の計画、設計、請負、施工および監理
- (6) 水質の検査・分析
- (7) 活性炭・化学工業薬品その他物品の製造および販売
- (8) 不動産の売買、賃貸借、管理および斡旋ならびに土地の造成および分譲
- (9) 前各号に関連する調査、分析、コンサルティング、経営ならびに管理
- (10) ソフトウェアおよび情報システムサービスの提供
- (11) 貨物利用運送業ならびに倉庫業および倉庫管理業務
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 古物営業法に定める古物商
- (14) 損害保険の代理業
- (15) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集時期および招集場所)

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2. 当社の株主総会は、東京都または埼玉県で招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 当社の株主総会は取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

2. 当社の株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(決議の方法)

第16条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録して当会社に保存する。

(電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第20条 当社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 前項の定めによる取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役の選定)

第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項に定める取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(相談役)

第29条 取締役会の決議をもって相談役若干名を置くことができる。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名して当社に保存する。

2. 第27条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の議事録)

第38条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

第6章 会計監査人

(選任)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2027年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、年額2億円以内とする。

- 2 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の成立時点における前澤工業株式会社（以下「前澤工業」という。）の取締役である当会社の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。以下、本項において単に「取締役」という。）の報酬等のうち、株式報酬制度（以下「本制度1」という。）に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度1に基づく報

酬等は、前項に定めるものとは別枠とする。

(1) 本制度1の概要

本制度1は、前澤工業の第74回定時株主総会および第75回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度である。当社は、前澤工業がみずほ信託銀行株式会社等と締結した2020年10月26日付け株式給付信託契約（その後の変更を含む。）について、2026年6月1日をもって、前澤工業の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度1は、前澤工業が2026年5月31日までに拠出した金銭および当社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度1に基づき設定される信託を「本信託1」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程（以下「役員株式給付規程」という。）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（本項において「当社株式等」といいます。）が本信託1を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当社株式等の給付を受ける。

(2) 本制度1の対象者

取締役

(3) 信託期間および金額

前澤工業は、2021年5月末日で終了した事業年度から2023年5月末日で終了した事業年度までの3事業年度（本項において、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として本制度1を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託1による当社株式の取得の原資として、120百万円の金銭を拠出し、本信託1を設定した。また、前澤工業は、当初対象期間経過後も、本制度1が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに、120百万円を上限として本信託1に追加拠出を行ってきた。

本信託1は、下記(4)のとおり、前澤工業が2026年5月31日までに拠出した金銭または当社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式を取得する。

前澤工業は、当初対象期間および2024年5月末日で終了した事業年度から2026年5月末日で終了する3事業年度中に対応する必要資金としての金銭を拠出しており、2026年6月1日以降、当社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度1に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託1が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を上限金120百万円の範囲内で拠出し、役員株式給付規程の定めに従い当社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度1に基づく給付を行う。

(4) 当社株式の取得方法

本信託1による当社株式の取得を行う場合は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

(5) 取締役が給付される当会社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与される。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、89,000ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当会社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当会社普通株式1株に換算される(ただし、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。)

下記(6)の当会社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とする(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。)

(6) 当会社株式等の給付

当会社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当会社株式について、退任後に本信託1から給付を受ける。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当会社株式の給付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭給付を受ける。なお、金銭給付を行うために、本信託1により当会社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、指名・報酬委員会の答申を経た取締役会の決定により給付を受ける権利の全部または一部を取得できない場合がある。

- 3 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の成立時点における前澤化成工業株式会社(以下「前澤化成工業」という。)の取締役である当会社の取締役(社外取締役および監査等委員を除く。以下、本項において単に「取締役」という。)の報酬等のうち、株式報酬制度(以下「本制度2」という。)に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度2に基づく報酬等は、第1項に定めるものとは別枠とする。

(1) 本制度2の概要

本制度2は、前澤化成工業の第63回定時株主総会および第71回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度である。当会社は、前澤化成工業が三井住友信託銀行株式会社等と締結した2017年11月8日付け株式取得管理交付信託(特定金外信託)契約(その後の変更を含む。)について、2026年6月1日をもって、前澤化成工業の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度2は、前澤化成工業が2026年5月31日までに拠出した金銭および当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式が信託(以下、

本制度2に基づき設定される信託を「本信託2」という。)を通じて取得され、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託2を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当社株式等の交付を受ける。

(2) 本制度2の対象者

取締役

(3) 信託期間および信託金額

前澤化成工業は、本制度2に基づく交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託2が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出し、本信託2を設定した。

本信託2は、下記(4)のとおり、前澤化成工業が2026年5月31日までに拠出した金銭または当社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式を取得する。

前澤化成工業は、本信託2の信託期間(当初の信託期間:2017年11月から2021年11月、延長分の信託期間:2021年12月から2024年11月まで、2024年12月から2027年11月まで)に対応する必要資金として、当初の信託期間では上限金145百万円の範囲で金銭を拠出し、延長した信託期間ごとに上限金115百万円の範囲内で金銭を追加拠出しており、2026年6月1日以降、当社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度2に基づく交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託2が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を上限金115百万円の範囲内で拠出し、当社が定める株式交付規程(以下「株式交付規程」という。)の定めに従い当社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度2に基づく交付を行う。

(4) 当社株式の取得方法

本信託2による当社株式の取得を行う場合は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

(5) 取締役に交付される当社株式等の数の算定方法とその上限

株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位・役割および業績目標の達成度等に応じたポイントが付与される。なお、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり70,000ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算される(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。)

(6) 当会社株式等の交付

各取締役は、原則として取締役の退任時に所定の受益者確定手続を行って本信託2の受益権を取得し、本信託2の受益者として、上記(5)に従って定められるポイント数に従って、本信託2から当会社株式の交付を受ける。

ただし、一定割合について、当会社株式の交付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭交付を受ける場合がある。なお、金銭交付を行うために、本信託2により当会社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、自己都合により退任する場合、在任中に一定の非違行為があった場合または当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合等は、株式交付規程の定めるところに従い、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント相当の当会社株式については交付を受けない場合がある。

(当初の監査等委員である取締役の報酬等)

第3条 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における監査等委員の報酬等の額は、年額8千万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

3. 会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 共同持株会社が本株式移転に際して両社の株主に対して交付する共同持株会社の株式および共同持株会社の株式の割当てに関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当て比率（以下、「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	当社	前澤工業
株式移転比率	1.11	1.00

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.11株を、割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付すべき共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、または重大な相違が判明した場合は、両社協議の上、変更することがあります。

また、共同持株会社の単元株式数は100株といたします。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 38,252,768株

上記数値は、2025年5月31日時点における前澤工業の発行済株式総数（20,790,248株）、2025年9月30日時点における当社の発行済株式総数（15,732,000株）に基づいて算出しております。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

1単元（100株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項および共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能となります。

② 割当ての内容の根拠および理由

当社は、下記「⑤ 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転比率（以下で定義します。）の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、フィナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人三宅法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し2025年12月15日付で受領した株式移転比率算定書およびリーガル・アドバイザーである弁護士法人三宅法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記、「① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率（以下、「本株式移転比率」といいます。）により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

他方、前澤工業は、下記「⑤ 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転比率の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、フィナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして賢誠総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し2025年12月15日付で受領した株式移転比率算定書およびリーガル・アドバイザーである賢誠総合法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、本株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、両社は、それぞれフィナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関による株式移転比率の算定結果を参考に、両社が相互に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、両社の財務の状況、株価状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025年12月16日に開催された両社の取締役会において本株式移転比率を決定し、合意いたしました。

③ 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称および当事会社との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関である大和証券および前澤工業のフィナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

本株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は大和証券をフィナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関として選定し、前澤工業はみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.03~1.11
DCF法	0.97~1.39

市場株価法においては、2025年12月15日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値ならびに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間および過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした前澤工業の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2028年5月期において、前期比でバルブ事業における設備投資額が減少することで、フリー・キャッシュ・フローは大幅な増額が見込まれております。また、当社の財務予測については、大幅な増減益および大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基

づき、合理的に作成されたことを前提としております。

他方、みずほ証券は、株式移転比率について、前澤工業の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、また、当社の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、両社ともに市場株価が存在することから市場株価基準法を、両社ともに比較可能な上場類似企業が複数存在し類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を、用いて算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	0.99~1.15
類似会社比較法	0.92~1.15
DCF法	0.92~1.21

市場株価基準法においては、2025年12月15日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値ならびに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間および過去6ヶ月間の各期間の株価終値単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果をもとに株式移転比率のレンジを算定いたしました。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提とした各社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、前澤工業については、2026年5月期について、バルブ事業における設備投資額の一時的な増加等に起因し、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの減少が見込まれております。また、2027年5月期については、前年度の設備投資額の一時的な増加影響が解消されることに起因し、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。また、当社については、2027年3月期については、管工機材事業において前年度対比で増収増益を計画していることに加えて、前年度の投資額の一時的な増加の影響が解消されることから、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報、および一般に公開された情報等を使用し、それらの資料および情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、各社およびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社の事業見通しおよび財務予測については、各社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って作成されていることを前提としております。

④ 上場廃止となる見込みとその事由および共同持株会社の上場申請等

両社は、共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行うことを予定しており、上場日は2026年6月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、両社の普通株式は2026年5月28日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、本効力発生日において両社の株主の皆様は、共同持株会社の普通株式は東京証券取引所に上場されているため、本株式移転に際して両社の株主の皆様が保有する株式数に応じて交付された1単元（100株）以上の共同持株会社の株式について、両社の株主の皆様は、引き続き東京証券取引所において、取引することができます。

なお、具体的な共同持株会社の株式上場日および両社の上場廃止につきましては、東京証券取引所の規則により決定されることとなります。

⑤ 公正性を担保するための措置

両社は、本株式移転比率の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(i) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

当社は、上記「② 割当ての内容の根拠および理由」に記載のとおり、本経営統合に際して、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書の提出を受けました。算定書の概要は、上記「③ 算定に関する事項」をご参照ください。

前澤工業は、上記「② 割当ての内容の根拠および理由」に記載のとおり、本経営統合に際して、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書の提出を受けました。算定書の概要は、上記「③ 算定に関する事項」をご参照ください。

なお、両社は、いずれも上記フィナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関より、本株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本経営統合に際して、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人三宅法律事務所を選定し、デュー・ディリジェンスの実施ならびに本経営統合の手続および意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

前澤工業は、本経営統合に際して、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして賢誠総合法律事務所を選定し、デュー・ディリジェンスの実施ならびに本経営統合の手続および意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

なお、弁護士法人三宅法律事務所および賢誠総合法律事務所は、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(iii) 独立した会計・税務事務所からの助言

当社は、本経営統合に際して、両社から独立した会計・税務アドバイザーとしてデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社（現、合同会社デロイトトーマツ）を選定し、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を受けております。

前澤工業は、本経営統合に際して、両社から独立した会計・税務アドバイザーとして株式会社ストリームを選定し、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を受けております。

なお、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社（現、合同会社デロイトトーマツ）および株式会社ストリームは、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

⑥ 利益相反を回避するための措置

本経営統合にあたっては、当社と前澤工業との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 共同持株会社の資本金および準備金の額に関する事項

当社および前澤工業は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金および準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- (1) 資本金の額 100百万円
- (2) 資本準備金の額 25百万円
- (3) 利益準備金の額 0円

これらの資本金および準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当社と前澤工業が協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

4. 会社法第773条第1項第9号および第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
該当事項はありません。

5. 前澤工業に関する事項

(1) 最終事業年度（2025年5月期）に係る計算書類等の内容

前澤工業の2025年5月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき記載を省略しており、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載しております。

(2) 最終事業年度に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7. 共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、以下のとおりであります。



みやがわ かずまさ
宮川 多正

生年月日	1959年6月8日	満66歳
------	-----------	------

所有する当社の株式数	……………	1株
所有する前澤工業の株式数	……………	32,500株
割当てられる共同持株会社の株式数	……………	32,500株

▶ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	前澤工業入社	2013年 8月	同社取締役経営管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長兼安全管理室担当
2006年 4月	同社営業管理部長	2015年 1月	同社取締役事業統括本部埼玉製造所長
2009年 4月	同社管理本部総務・人事部長兼業務管理部長	2019年 8月	同社上席執行役員事業統括本部埼玉製造所長
2010年 6月	同社執行役員管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長	2020年 8月	同社専務取締役管理本部長
		2021年 8月	同社代表取締役社長（現任）

▶ 取締役候補者とした理由

前澤工業において、管理部門における経営基盤の強化やバルブ事業における利益体質の強化と品質向上を行うなど管理部門・バルブ事業での豊富な業務経験を有しており、同社代表取締役就任以降は経営のトップとして手腕を発揮してまいりました。新たに設立される共同持株会社の取締役としても、統合によるシナジーを実現する推進力を発揮し、企業価値向上にむけて経営を主導していくことを期待し、取締役候補者としたしました。



た な か
田 中

さ と る
理

生年月日	1969年4月25日	満56歳
所有する当社の株式数	4,600株	
所有する前澤工業の株式数	-株	
割当てられる共同持株会社の株式数	5,100株	

▶略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年 4月	当社入社	2022年 6月	当社取締役兼上席執行役員営業本部長
2014年 4月	当社水環境事業部水環境営業副部長	2022年11月	常陽水道工業株式会社取締役
2016年 7月	当社水環境事業部水環境部長	2023年 4月	当社取締役兼上席執行役員営業本部長 兼水環境部長
2019年 5月	当社水環境事業部長兼水環境部長	2025年 4月	当社代表取締役兼社長執行役員 (現任)
2020年 4月	当社執行役員水環境事業部長兼水環境部長		
2021年 4月	当社上席執行役員営業本部長		

▶取締役候補者とした理由

当社において、水・環境エンジニアリングセグメントの事業領域や海外展開の拡大に向け、先頭に立って取り組み、当社代表取締役就任以降は経営のトップとして手腕を発揮してまいりました。新たに設立される共同持株会社の取締役としても、統合によるシナジーを実現する推進力を発揮し、企業価値向上にむけて経営を主導していくことができると判断したため、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者の頁の「所有する当社の株式数」および「所有する前澤工業の株式数」は、2025年12月31日現在の両社株式の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、本株式移転の効力発生日の直前までに、所有する株式数および割当てられる共同持株会社の株式数は変動することがあります。
2. 各候補者の頁の年齢は、本臨時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。
3. 各候補者と当社および前澤工業の間には、特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
4. 共同持株会社は、各候補者との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約を締結する予定であり、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において共同持株会社が補償することとする予定であります。また、補償の要否およびその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行う予定であります。
5. 共同持株会社は、各候補者が就任した場合、取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金および争訟費用等を保険契約により填補する、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であります。

8. 共同持株会社の監査等委員である取締役候補者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項

共同持株会社の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



いの うえ てる たか
井 上 照 孝

生年月日	1962年1月4日	満64歳
所有する当社の株式数	…………… 一株	
所有する前澤工業の株式数	…………… 19,100株	
割当てられる共同持株会社の株式数	…………… 19,100株	

▶ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1984年 4月	前澤工業入社	2015年 6月	同社執行役員法務・監査部長
2011年 7月	同社法務・監査部長	2020年 9月	同社上席執行役員法務・監査部長
2015年 6月	同社執行役員法務・監査部長	2023年 8月	同社常勤監査役（現任）

▶ **監査等委員である取締役候補者とした理由**

前澤工業において、法務・監査部門での長年の経験と豊富な知識を有しており、常勤監査役として培った法令遵守・内部統制・リスク管理の知見を活かし、新たに設立される共同持株会社の監査等委員である取締役として、経営の意思決定に対し、監査視点からの牽制・助言を行うことを期待できることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、監査等委員である取締役候補者としたしました。



い とう まさ ひろ
伊 東 正 博

生年月日	1961年5月30日	満64歳
所有する当社の株式数	…………… 14,100株	
所有する前澤工業の株式数	…………… 100株	
割当てられる共同持株会社の株式数	…………… 15,800株	

▶ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1984年 4月	当社入社	2016年 4月	当社取締役執行役員管理本部長
2010年 4月	当社管理本部総務副部長		内部統制・IR担当
2012年 4月	当社管理本部総務部長	2016年 6月	当社取締役内部統制・IR担当
2013年 6月	当社執行役員管理本部総務部長		兼執行役員管理本部長兼情報システム部長
2014年 6月	当社取締役執行役員管理本部長内部統制担当 兼総務部長	2017年 4月	当社取締役内部統制・IR担当
			兼上席執行役員管理本部長
2015年 6月	当社取締役執行役員管理本部長 内部統制・IR担当兼総務部長	2021年 4月	当社取締役内部統制・IR担当
		2021年 6月	当社常勤監査役
		2025年 6月	当社取締役常勤監査等委員（現任）

▶ **監査等委員である取締役候補者とした理由**

当社常勤監査等委員である取締役として培った法令遵守・内部統制・リスク管理の知見を活かし、新たに設立される共同持株会社の監査等委員である取締役として、経営の意思決定に対し、監査視点からの牽制・助言を行うことを期待できることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、監査等委員である取締役候補者としたしました。



ほ そ だ た か し
細 田 隆

生年月日	1955年4月28日	満70歳
所有する当社の株式数	…………… 1株	
所有する前澤工業の株式数	…………… 7,200株	
割当てられる共同持株会社の株式数	… 7,200株	

▶ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1979年 4月	大蔵省（現財務省）入省	2013年 6月	東京税関長
1996年 7月	大臣官房企画官兼京都大学教授	2014年 7月	関東財務局長
2006年 7月	中小企業金融公庫理事	2016年 3月	弁護士登録
2008年 7月	総務省大臣官房審議官 （自治財政局地方公営企業担当）	2016年 6月	株式会社トマト銀行代表取締役副社長
2010年 7月	名古屋税関長	2019年10月	Y&P法律事務所入所（現任）
2011年 4月	独立行政法人住宅金融支援機構理事	2020年 7月	株式会社ロココ社外取締役（現任）
2013年 4月	財務省大臣官房審議官（大臣官房担当）	2021年 8月	前澤工業株式会社取締役（現任）
		2022年 3月	株式会社JPMC社外取締役（現任）

▶ **監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

大蔵省（現・財務省）入省後、地方公営企業の担当審議官、関東財務局長、地方銀行の代表取締役副社長を歴任するなど、財政・金融分野で豊富な経験と知見を有するとともに、会社経営の責任を担った経験もあります。また、コーポレートガバナンスやコンプライアンスにも造詣が深く、これらの経験や知見に基づき透明性の向上や専門的な助言が期待できることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



か とう ま み
加 藤 真 美

生年月日	1963年5月7日	満62歳
所有する当社の株式数	…………… 1株	
所有する前澤工業の株式数	…………… 1株	
割当てられる共同持株会社の株式数	…………… 1株	

▶ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1986年 4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	2018年 7月	株式会社ビジョナリーホールディングス 社外取締役監査等委員
1997年 4月	弁護士登録	2018年 7月	株式会社VHリテールサービス社外監査役
1998年 1月	桜丘法律事務所入所（現任）	2019年 6月	株式会社あさくま社外取締役
2012年 4月	第二東京弁護士会副会長	2021年 6月	株式会社タダノ社外監査役（現任）
2013年 4月	第二東京弁護士会男女共同参画推進本部副本部長（現任）	2025年 6月	当社社外取締役監査等委員（現任）
2016年 6月	当社社外取締役		

▶ **監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

当社では、法律実務の専門家として業務執行状況の監督や経営の重要事項の決定に適切な役割を果たしております。また、第二東京弁護士会の男女共同参画推進本部副本部長を務めていることから、当社のコーポレートガバナンスコード基本方針に掲げる「多様性の確保」を推進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献しております。社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験は有していませんが、上記のとおり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しており、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。



加藤 達也

生年月日	1963年 1月27日	満63歳
------	-------------	------

- 所有する当社の株式数 …………… 1株
- 所有する前澤工業の株式数 …………… 1株
- 割当てられる共同持株会社の株式数 …………… 1株

▶ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月	日野自動車工業株式会社入社	2019年 6月	財務会計基準機構理事
1989年 10月	中央新光監査法人入所	2019年 7月	日本公認会計士協会副会長
1993年 8月	公認会計士登録	2022年 7月	同相談役
2006年 9月	あらた監査法人入所 (現PwC Japan有限責任監査法人)	2023年 6月	新創監査法人ダイレクター
2007年 7月	日本公認会計士協会理事	2023年 6月	当社社外監査役
2009年 7月	あらた監査法人 (現PwC Japan有限責任監査法人) 代表社員	2024年 3月	G-FACTORY株式会社 社外取締役監査等委員 (現任)
2010年 7月	日本公認会計士協会常務理事	2024年 7月	新創監査法人パートナー
		2025年 5月	同代表パートナー (現任)
		2025年 6月	当社社外取締役監査等委員 (現任)

▶ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士としての豊富な経験を有しており、会計・企業実務の専門家としての視点を新たに設立される共同持株会社の監査業務に活かし、同社の公正かつ合理的な経営判断および経営の透明性ならびに健全性の確保に貢献できるものと判断し、このような役割を果たすことを期待しております。会社の経営に関与した経験は有しておりますが、上記のとおり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しており、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各候補者の頁の「所有する当社の株式数」および「所有する前澤工業の株式数」は、2025年12月31日現在の両社株式の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、本株式移転の効力発生日の直前までに、所有する株式数および割当てられる共同持株会社の株式数は変動することがあります。
2. 各候補者の頁の年齢は、本臨時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。
3. 各候補者と当社および前澤工業との間には、特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
4. 候補者細田隆、加藤真美、加藤達也の各氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立性要件を満たしており、共同持株会社は、当該3氏が就任した場合、当該3氏を東京証券取引所が定める独立役員としての届出を行う予定であります。
5. 共同持株会社は、候補者細田隆、加藤真美、加藤達也の各氏が就任した場合、会社法第427条第1項および共同持株会社の定款第33条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の予定であります。
6. 共同持株会社は、各候補者が就任した場合、各候補者との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約を締結する予定であり、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において共同持株会社が補償することとする予定であります。また、補償の要否およびその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行う予定であります。
7. 共同持株会社は、各候補者が就任した場合、取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金および争訟費用等を保険契約により填補する、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であります。
8. 加藤真美氏が2024年1月まで社外取締役監査等委員として在任していた株式会社ビジョナリーホールディングス（以下「同社」といいます。）において、2023年5月に、同社前代表取締役社長の実質的影響力の下に経営されている会社等への業務委託等の同社の利益に反する可能性のある事実および福祉販売における眼鏡代金の医療扶助申請において運用を誤り、過大請求を行っていた事実が判明し、また、2023年7月に、出張訪問販売等に係る売上の不採算店舗等への付替えおよび人件費の付替えという不適切な売上・経費計上および売上高・売上原価の計上時期の操作をしていた事実が判明しました。同氏は、それぞれの事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんが、在任期間においては、取締役会等において法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意喚起を行う等、適正に業務を遂行してまいりました。また、それぞれの事実の判明後は、社外取締役監査等委員として調査を担当、あるいは法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して適宜、提言を行う等、その職責を果たしました。

9. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

EY新日本有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人が共同持株会社の会計監査人に求められる専門性、独立性および内部管理体制等を有しており、適任であると判断したためであります。

(2025年12月31日現在)

名称	EY新日本有限責任監査法人	
主たる事業所の所在地	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー	
沿革	1967年 監査法人太田哲三事務所設立 1985年 昭和監査法人と合併し、太田昭和監査法人とする 2000年 センチュリー監査法人と合併し、監査法人太田昭和センチュリーとする 2001年 新日本監査法人に改称 2008年 有限責任監査法人へ移行し、新日本有限責任監査法人に改称 2018年 EY新日本有限責任監査法人に改称	
監査関与会社	3,882社	
出資金	1,221百万円	
構成人員	公認会計士	3,195名
	公認会計士試験合格者等	1,121名
	その他	2,122名
	合計	6,438名

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第14条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転に係る株式移転計画の承認に関する上記第1号議案が承認され、かつ2026年6月1日（月曜日）をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第14条を全文削除するとともに、現行定款第15条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものです（かかる定款の一部変更を、以下「本定款一部変更」といいます。）。

なお、本定款一部変更は、本臨時株主総会において上記第1号議案が原案どおりに承認されること、ならびに2026年5月31日（日曜日）の前日までに上記第1号議案においてご承認いただく株式移転計画の効力が失われていないことおよび本株式移転が中止されていないことを条件として、2026年5月31日（日曜日）にその効力を生じるものいたします。

2. 定款一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

<定款>

（下線部は変更部分を示します。）

現行	変更案
第1条～第13条（条文省略） <u>（定時株主総会の基準日）</u>	第1条～第13条（現行どおり）
第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、</u> <u>毎年3月31日とする。</u>	（削除）
第15条～第44条（条文省略）	第14条～第43条（現行どおり）

以 上

前澤ホールディングス株式会社

(MAEZAWA Holdings CO., LTD.)

世界がどんなに変わろうと、水の安心は私たちが変えない。

気候が変わり、まちが変わり、人々の暮らしが変わっても。

水の流れをつなぎ、水の流れで社会を支え続ける、その使命は変わりません。

上水道、下水道をはじめ、水循環のあらゆる領域を担う私たちの技術を、時代に合わせて進化させながら、人々の幸せ、変わらない安心を支え続ける。

それが、私たちの誇りであり、未来への約束です。

水インフラ企業としての持続性

社会の重要インフラである「水」を守り続けられる、強固な事業基盤・財務基盤を確立。ダイナミックな投資やM&Aなどを通じて、1,000億円企業グループへ



既存事業のシナジー発揮

メンテナンス案件の増加、地域特化型のエンジニアリング企業の追加買収や、バイオガスプラント向け提案拡大等を通じて、中長期的なシナジー発揮を目指す



総合水ソリューション企業グループ
“水のマエザワ”

ブランド力強化

2社一体での事業活動により、業界での“マエザワ”グループのプレゼンスをより高め、案件受注・人材確保を促進



新たな価値の共創

両社の技術・リソースを掛け合わせ、純水生成や海外での新規事業/製品を創出し、ポートフォリオを拡充



統合シナジー



前澤工業株式会社



前澤化成工業株式会社

1

上下水道施設老朽化への更新需要における対応強化

- ✓両社の経営資源を活用した、顧客・地域課題に応じた提案の実現
- ✓地場企業を囲い込むことで、点検・修繕案件を獲得し、マエザワグループのプレゼンスを拡大
- ✓長期的に官民連携案件の増加を見据え、体制を強化

官公需向け

2

バイオガスプラント・産業排水処理向けの提案価値向上

- ✓各々の得意分野の組み合わせにより新たな収益機会を創出
- ✓バイオガスプラント向けEPC/修繕・更新/O&Mソリューションのクロスセル
- ✓工場排水・バイオガス向けソリューションのセット提案による事業拡大等

3

汚水処理の提案価値向上

- ✓両社の汚水処理に関する対応能力を融合
- ✓下水道/浄化槽/農業集落排水いずれにも対応可能となることで、ワンストップでの提案が可能

民需向け

4

経営基盤の強化・効率化

- ✓財務基盤の統合により、戦略的投資の規模拡大や両社の既存設備・ITシステム・資産の相互活用等を通じた更なる収益力の強化を実現
- ✓両社で共通する間接機能等の有機的な再編成による、従来単体では実現できなかったコスト削減や新たな取り組みへのリソース投下

新設会社の概要

名称	前澤ホールディングス株式会社（英文名：MAEZAWA Holdings CO., LTD.）			
本店所在地	東京都中央区八重洲一丁目6番1号			
機関設計	監査等委員会設置会社			
代表者および役員	新職（就任予定）	氏名	現職	
	代表取締役社長	宮川 多正	前澤工業	代表取締役社長
	代表取締役副社長	田中 理	前澤化成工業	代表取締役兼社長執行役員
	監査等委員	井上 照孝	前澤工業	常勤監査役
	監査等委員	伊東 正博	前澤化成工業	監査等委員
	監査等委員（社外取締役）	細田 隆	前澤工業	社外取締役
	監査等委員（社外取締役）	加藤 真美	前澤化成工業	監査等委員（社外取締役）
	監査等委員（社外取締役）	加藤 達也	前澤化成工業	監査等委員（社外取締役）
事業内容	子会社等の経営管理およびこれらに附帯または関連する一切の事業			
資本金	100百万円			
決算期	3月31日			

当事会社の概要

前澤工業株式会社

前澤化成工業株式会社

名称	前澤工業株式会社	前澤化成工業株式会社
本店所在地	東京都中央区新川一丁目5番17号	東京都中央区日本橋小網町17番10号
代表者役職・氏名	代表取締役社長 宮川 多正	代表取締役 兼 社長執行役員 田中 理
資本金	5,233百万円（2025年8月31日現在）	3,387百万円（2025年9月30日現在）
設立年月日	1947年9月26日	1954年12月10日
発行済株式数	20,790,248株（2025年8月31日現在）	15,732,000株（2025年9月30日現在）
決算期	5月31日	3月31日
従業員数（単体／連結）	745人／1,048人（2025年5月31日現在）	495人／558人（2025年3月31日現在）
直近連結財務実績	純資産： 29,919百万円 総資産： 42,661百万円 売上： 37,499百万円 営業利益： 4,654百万円	純資産： 41,513百万円 総資産： 49,901百万円 売上： 24,166百万円 営業利益： 2,164百万円
事業セグメント （売上構成比率）	環境（36.6%） バルブ（29.9%） メンテナンス（33.5%）	管工機材（90.0%） 水・環境エンジニアリング（6.0%） 各種プラスチック成型（3.9%）

経営統合に関するQ & A

Q1 共同株式移転方式とはなにか？今保有している株式について、何か手続きを行う必要があるのか？

両社の株式を新たに設立する親会社に移転して、両社の持株会社を設立する方式のことを言います。両社の株主の皆様に対しては、株式移転比率に応じて、新設される持株会社の株式を対価として交付させていただくこととなります。特段行っていただく必要のある手続きはございません。

Q2 将来的には合併する予定はあるのか？

現時点では、将来的に合併を行うことは想定しておらず、両社は独自性を保ちながら事業運営していくことを予定しております。

また、両社ともに上場廃止にはなりますが、持株会社の100%子会社として存続するため、消滅するわけではございません。

Q3 共同持株会社設立前の基準日に基づく両社の剰余金の配当について教えてもらいたい

2026年度の配当詳細については、各社開示をご確認ください。

現時点では下記通りの配当を予定しております。

(1株あたり)	中間配当	期末配当	合計
前澤工業	24円	24円	48円
前澤化成工業	35円	35円	70円

Q4 統合後の共同持株会社の剰余金の配当について教えてもらいたい

共同持株会社の配当金額（2027年3月期）につきましては、これまでの両社の配当方針、配当水準や今後の共同持株会社の業績等を総合的に勘案して決定する予定ですが、現時点では具体的な内容は未定であります。

Q5 株式移転で交付された単元未満株はどうすればよいのか？

詳細は今後両社にて協議の上決定いたしますが、本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を市場で売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を持株会社から買い増すことも可能となります。

Q6 株式移転により持株会社の1株に満たない端数が生じた場合はどうなるのか？

会社法第234条その他関連法令の規定に従って対応させていただきます。（1株に満たない端数の合計数を売却し、その代金をもって、各端数部分に応じた金額をお支払いいたします。）

Q7 前澤工業・前澤化成工業の株式はいつまで売買できるのか？

本件の効力発生日の直前（3営業日前）の2026年5月27日までは通常通り売買が可能です。

株主総会 会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号

YUITO 日本橋室町野村ビル 5F

野村コンファレンスプラザ日本橋

TEL. 03-3277-0888

<https://www.nomura-nihonbashi.com/conference/>

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通機関のご案内

地下鉄

- ・東京メトロ銀座線等「三越前」駅
地下通路直結（A9出口横の入口から入館）

J R 線

- ・総武本線「新日本橋」駅下車、
東京メトロ「三越前」駅方面へ
地下通路直結にて徒歩約3分（A9出口横の入口から入館）



NAVITIME



出発地から株主総会会場まで
スマホでご案内します。

スマートフォンでQRコードを読み取りください。

目的地入力不要です！

※会場外の係員は配置しておりません。

※本総会において、お土産のご用意はありません。

※当社では、ユニバーサルマナー検定（株主総会）の認定を受けた一部スタッフがサポートさせていただきます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

UD
FONT

ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。